

平成 29 年度第 2 回沖縄県手話施策推進協議会 議事録

日時 平成 30 年 2 月 13 日（火）14：00～16：00

場所 沖縄県庁 5 階 子ども生活福祉部会議室

出席者

(1) 委員

野原 龍信	一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会会長
真謝 孝	沖縄聴覚障害者情報センター施設長
根間 洋治	沖縄県難聴・中途失聴者協会会長
城間 稔	沖縄盲ろう者友の会会員
石川 陽子	沖縄県手話通訳問題研究会支部長
佐和田 由紀子	三町村合同手話サークル三手の会聴覚障害者役員（書記）
幸地 英之	沖縄県立沖縄ろう学校校長
島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科准教授
岸本 敏和	那覇市福祉部障がい福祉課課長
宮良 弘美	宜野湾市福祉推進部障がい福祉課課長
高森 新一	沖縄県小学校長会会長
北村 敢	一般社団法人 campus 代表理事

(2) 事務局

子ども生活福祉部障害福祉課

與那嶺 武（課長）、下地 正人（地域生活支援班長）、椋野 清史（主任）

(3) 関係課

教育庁

県立学校教育課

下地 直子（特別支援教育室指導主事）

<議事録>

1 あいさつ

司会（下地班長）：

皆様、こんにちは。

定刻より少し早い時間ではございますけれども、全員おそろいになりましたので、これから会議を開催していきたいと思います。

本日はお忙しい中、この会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます県障害福祉課 地域生活支援班長の下地と申します。

よろしくお願ひします。

まずはじめに、事前に皆様方に送付をさせていただきました本日の会議資料を確認させていただきます。

まず、1枚紙の「会次第」、それから「委員名簿」のほか、協議会資料として「資料1」、「資料2」、「資料3」、「資料4」を、それから参考資料として前回議事録をそれぞれホチキス綴じで配布しております。

不足等がございましたら、事務局までお申し付け下さい。

よろしいでしょうか。

では、お配りしている会次第に沿って、本日の会議を進めさせていただきます。

まずはじめに、第2回協議会の開催にあたりまして子ども生活福祉部 名渡山統括監からあいさつがございますので、よろしくお願いいたします。

名渡山子ども生活福祉部統括監：

みなさま、こんにちは。

県の子ども生活福祉部の名渡山と申します。

第2回の沖縄県手話施策推進協議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

本日、第2回目の会議でございますが、前回の会議では、手話推進計画（案）のご議論をいただいたところでございます。

県におきましては、昨年12月15日から1ヶ月間、計画（案）を県民意見募集というかたちで示してございます。

本日の協議会では、県民意見募集の結果を取りまとめておりますので、それを踏まえた計画の修正案を最終確認していただく予定となっております。

委員皆様それぞれの立場からどうか忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

結びに、引き続き本県の障害福祉施策の推進と手話の普及にご協力いただきますようお願い申し上げます。私のごあいさつといたします。

本日はよろしくお願いいたします。

2 協議会（議事）

司会（下地班長）：

ありがとうございました。

それでは早速ですが協議会を開催していきたいと思っております。

はじめに、本協議会の開催要件といたしまして、沖縄県手話施策推進協議会規則第3条第2項の規定により、委員の過半数の出席が必要でございます。

本日は、委員13名のうち12名にご出席いただいておりますので、定足数を満たしていることを報告させていただきます。

次に、会議を進めるにあたって、各委員にご協力をお願い申し上げます。

各委員におかれましては、発言していただく際、挙手をしていただき、事務局からマイクをお渡ししますので、お名前を名乗ってからご発言ください。それから、発言が早口にならないようお願いいたします。

手話でご発言される場合は、議場に配置された手話通訳者に向かって、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、これからの進行については、真謝会長にお願いしたいと思います。

どうぞおろしくお願いいたします。

真謝会長：

みなさま、こんにちは。
沖縄聴覚障害者情報センターの真謝と申します。
昨年度、本協議会が発足したときからですね、会長を仰せつかっております。
本日、初めてお会いする委員の方もいらっしゃると思いますので、ひとつよろしく願
いいたします。
それでは、これからの議事運営について、皆様のご協力をよろしくお願
いしたいと思います。
失礼して座って、これからの協議を進めさせていただきます。
協議に入る前に、委員の皆様にご了解をいただきたいと思
います。本日の手話施策推進協議会につきましては、原則公開とさせていただきます
と思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、では委員の皆様全員の同意が得られたということで、今日の次第に従いま
して、協議に入ってまいります。
11月10日だったかと思いますが、前回は、本日の資料3でございます沖縄県手
話推進計画(案)について、事務局の方から提案・説明をいただきました。
前回の協議会のなかでは、特に手話をめぐる現状、施策展開の案について、様々
なご意見や要望などをいただきました。
県の方では、その後、パブリックコメント、県民からの意見聴取を実施して
いただいております。
それを踏まえて、修正等されたものの提案・説明がございます。
それでははじめに、事務局の方から、パブリックコメントの結果、それから推進
計画の検討状況について、ご説明をお願いしたいと思います。

事務局(棕野) :

資料1「沖縄県手話推進計画(案)に関する県民意見募集の結果概要」について
説明

真謝会長 :

今、24件の県民からいただいた意見、その内容と、それに対する県の考え方の
説明がありました。
県の考え方等について、委員の皆様から質問等があれば、それを出してもら
う時間をつくりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
その後、県民意見を踏まえた推進計画の内容についてまた説明させていただきます。
委員の皆様、なにか質問等があればよろしくお願
いします。
では野原委員、どうぞ。

野原委員 :

沖縄県聴覚障害者協会の野原と申します。
県の方にお聞きしたいのですが、3ページの一番下の項目、新生児スクリー
ニングについてお聞きしたいです。
先程、県の考え方をお話しになったときに、行政機関、または医療機関、関係機
関に対し、ことばが聞こえないと分かったときに、どのように教えていくのか。

また、親の精神的なケアも必要だと思っているのですが、そのあたりもどういう風にしていくのか、考えをお聞きしたいです。

真謝会長：

はい、事務局どうぞ。

事務局（棕野）：

はい、事務局です。

今、ご質問のありました新生児聴覚検査体制整備協議会について、説明させていただきます。

まず、新生児聴覚検査とは、新生児を対象とした早期に難聴の有無を確認するための検査となっております。

この協議会では、今申し上げた行政機関、医療機関、関係機関等の委員で構成されておりまして、まず1つめに、新生児聴覚検査に関する県民への普及啓発に関すること、2つめに、新生児聴覚検査及び精密検査等の実施体制に関すること、3つめに、聴覚障害児の療育支援に関すること、4つめに、新生児聴覚検査及び療育にかかる支援者の人材育成に関すること、5つめに、その他、体制整備の推進に必要と認められることについて協議することとなっております。

今、聴覚障害児を持つ親御さんのフォローですとか、そういった体制についてもこの協議会で議論されておりまして、ただ、この協議会は去年の12月に第1回を開催したばかりでございます。

ですので、具体的な内容については、今後、この協議会で体制整備などが進められていくと考えております。

真謝会長：

はい、野原委員、よろしいですか。

野原委員：

はい、分かりました。

真謝会長：

ではほかに、なにか質問等がございましたらお願いします。

はい、では幸地委員どうぞ。

幸地委員：

沖縄ろう学校の幸地です。

ろう学校に関しての質問がいくつかありましたので、回答が不十分なところがあるのではないかと考えて質問したいと思います。

まず3ページです。

3ページの上から3つめ、ろう学校の役割を尊重するとともに、のなかです。

同じ言語で教育を行えるロールモデルのろう教員の役割の重要性を踏まえた記述が必要ではないかというところですね。

現在ろう学校には、ろう教員はおりません。

去年までは一人おりました。

この教員がいることによって、自分が将来どういう風になるのだろうかということが子ども達も感じることができる。

そのために、ろう学校に、ろうの教員が必要ではないかということが重要と考えています。

そういうことに対しての回答にはなっていないのではないかと思います。

これは、次の5ページの下の方の計画10ページの②、一番下ですけど、ろう学校に常勤の手話通訳士を配置するというようなところも関連して、ろう者が、ろうの子ども達が、自分の考えていることをしっかり伝えられる、その方法が十分ではないということが課題として実際にはあります。

これに対してもやはり、もっと充実すべきではないかという意見だと思いますが、これに対してもちょっと肩すかしをしているような回答になっているのではないかと思います。

それから、もう1つ上の、ろう児の学習保障されるような内容が明確にされていないというところですね。

回答としては、ろう学校という風には書かれていますけれども、聴覚障害児のある子はろう学校だけでなく、小中高にも在籍しています。

うちのろう学校から高校に進学する生徒もいます。

ただ、進学した先で、十分な情報保障がされないまま学習することによって、本人の能力ではなくて、学習が十分に行えないために学力があがらないということも起こっております。

こういったことを踏まえると、ろう学校のための回答ではなく、小中高がしっかりろう児の学習保障をするということを考えるべきではないかと思います。

もちろん、この中に書かれているように、ろう学校では、手話を使って教科の学習もさせていますが、小中高において同じようにされているかということ、それは十分ではないと思います。

そういう風な意図を汲み取った回答にしないと、本来はおかしいのではないかと思います。

以上です。

真謝会長：

はい、真謝です。

今の意見は、ろう学校に関係する部分についての、県の考え方を補足すると言いましょうか、補強するご意見だったと思います。

それについて、事務局の方からなにかございますか。

事務局（掠野）：

はい、今、三つのところで回答が不十分ということでご意見をいただきました。

ろう教員の役割を踏まえた記述が必要ではないかということに対してですが、ろう教員は、現在ろう学校に配置されていないというところで、内容としましては、聴覚障害のあるお子さんを主に対象とした沖縄ろう学校では、本人、保護者、教員、地域等の協力や連携により、聴覚障害教育への実践につなげるという風なやり方、方法として、このような書き方をしております。

ろう教員の役割の重要性については、本計画では記述していませんが、いただいたご意見を参考に、今後の取組を本計画で進めてまいりますということで記載させていただきました。

また、ページをめくって、5ページのところです。

下から2つめのところ、回答が不十分ということでご意見をいただきました。

小中高においての難聴児等の・・・。

真謝会長：

はい、真謝です。

事務局よろしいですか。

先程、幸地委員から、不十分ではないかと言いましょうか、補足すると言いましょうか、補強するご意見が出たと思います。

その内容について、事務局の方としても十分理解しているということがもしあれば、その旨答えていただければいいのかなと思います。いかがですか。

事務局（下地班長）：

すみません、事務局地域生活支援班長の下地です。

今、実は、この県の考え方として皆様にお話をした内容につきましては、我々障害福祉課だけで実施・回答をつくったものではございませんで、当然に教育庁の県立学校教育課・義務教育課、広報課も含めて、関係する機関の方々から、組織としての意見をうかがって、考え方としてまとめたものでございます。

ですので、今のご意見につきましては、おそらく義務教育課の所管になるのかどうかなんですけれども、こういったご意見があったということについて、きっちりと、事務局として引き取って、お伝えをしながら今後の施策に反映させてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

真謝会長：

はい、真謝です。

幸地委員よろしいでしょうか。

では他に、この県の考え方・説明に対する質問等ありましたら。

はい、じゃあ石川委員どうぞ。

石川委員：

沖縄県手話通訳問題研究会の石川です。

ひとつは確認ですけれど、5ページ一番下の欄、ろう学校に常勤の手話通訳士を配置することというところで、回答の方に、校内外で教員や保護者に対して手話研修等を実施していますということですが、校内について、教職員への手話研修を、沖聴協の協力を得て行っています。

それから、保護者についても、情報センターと協力して行っているのですが、校外ではどんなことが、なにを指しているのかと思って確認したいです。

これが一つと、それから7ページの上から3段目の方ですね。

手話による県政情報等の発信についてのところで、県の考え方で、配置する手話通訳者には手話通訳士を含みますとありますが、この事業「うまんちゅ広場」のことを指していると思いますけれども、「うまんちゅ広場」は、私たち沖通研の方から担当通訳を出しているのですが、その条件で、沖聴協との確認で、通訳士が担当するということになっていきますので、通訳士のみという風にかいた方がいいのではないかと、通訳者も含むのかなと、誤解をされるのではないかと思います。

真謝会長：

はい、真謝です。

2点の確認・質問がありました。

事務局の方よろしくお願ひします。

事務局（掠野）：

はい、事務局です。

ただいまご質問のありました5ページの一番下の方です。

校内外で教員や保護者に対し、研修を実施しておりますというところですが、大変失礼いたしました。

「外」というところは削除して訂正し、掲載させていただきます。

校内のみとなります。

続いて7ページ、手話通訳者には手話通訳士を含みますという風に、県の考え方を、担当部局の広報課と調整して掲載させていただきました。

今石川委員のおっしゃっていた手話通訳士を基本的に配置するということは聞いておりますが、計画では手話通訳者を継続して配置するという内容になっておりまして、通訳者のなかにはもちろん通訳士も含みますので、誤解のないように掲載しておりますので、ご理解の程よろしくお願ひします。

真謝会長：

はい、真謝です、よろしいですか。

石川委員：

はい、石川です。

意見の方に書かれてある、今後は、通訳者も含めて考えていくということではなくて、者という表記で、はい、分かりました。

誤解がないかが、ちょっと気になります。

この意見の要旨にもあるように、この辺がちょっと誤解されないかなというのが気になるころではあります。

真謝会長：

はい、真謝です。

石川委員よろしいですか。

では他に、ただいまのような例えば事実確認ですとか、そういうのがございましたらお願いします。

はい、では島村委員どうぞ。

島村委員：

はい、沖縄大学の島村です。

よろしくお願ひします。

私の方からはですね、6ページの上から5段目、計画13頁の項目となっているところになりますかね。

そこで、ろう者の課題・ニーズについては、施策「意思疎通支援事業運営委員会の開催」及び「意思疎通支援担当者連絡会の開催」により把握できるという表現があります。

この意思疎通支援事業運営委員会がどういう組織かについて、説明をお願いしたいです。

真謝会長：

はい、事務局どうぞ。

事務局（椋野）：

はい、事務局です。

意思疎通支援事業運営委員会についてですが、意思疎通支援事業、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員などの意思疎通支援者を派遣する事業の実施にあたり、円滑な事業実施体制を整備し、関係団体と密接に連携を保つため、聴覚障害当事者団体、意思疎通支援者関係団体等の関係者で構成される運営委員会を設置し、この事業の効果的な推進を図るものとしております。

当事者団体といいますのは、沖縄県聴覚障害者協会、盲ろう者友の会、支援者団体として手話通訳問題研究会、要約筆記問題研究会、その関係団体の代表の方などの委員で構成される会議をもって、様々な議論をいただいて、この派遣事業の実施に努めているところです。

真謝会長：

はい、では島村委員どうぞ。

島村委員：

はい、島村です。

今のお答えからすると、この委員会に、聴覚障害者協会も入っているので、そこで意見を出せるという、そういう趣旨ですよ。

実は気になったのは、こういう意見が出てきているということ、つまり聴覚障害者協会において整理し、行政施策に反映させる仕組みを考えてほしいという要望がでてきているということは、そこではうまく議論が出来ていないのかなという、そういう風に受け取ったのですが、そのあたりの経過というか、あるのかどうか、という確認です。

真謝会長：

はい、事務局どうぞ。

事務局（椋野）：

はい、この運営委員会ですが、実は平成 27 年度から開催したものでございまして、今のところ、年に 1 回程度の開催状況となっております。

内容としましては、派遣事業の件数の報告ですとか、修了者の数ですとか、報告の内容がメインになっておりまして、これを計画の施策にのせておりますので、会議の議論を活性化させることで、ろう者の意見等を吸いあげる会議として、運用できていければと考えております。

真謝会長：

はい、島村委員。

島村委員：

はい、分かりました。

ということは、回答としては、その議論を活性化するという答えの方がいいのかなという気がいたします。

どうもこの委員会では出し切れてないという思いが協会側にあるのかなど、であれば、ここでしっかり議論できるようにしていくというような趣旨をしっかりと明確にした方がよいかと思えます。

真謝会長：

はい、事務局よろしいですか。

そのへんのところを、明確化した方がよろしいという意見です。

そのように受け止めていただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、時間のことも気になりますので、県民からいただいた意見に対する県の考え方、意見・要望に対する回答と言ってもよろしいかもしれませんが、それについての確認はこれで終了いたします。

それでは、続いて、この県の考え方を踏まえて、推進計画の一部見直しをしていただいております。

修正内容について、説明をよろしく申し上げます。

事務局（掠野）：

資料2「沖縄県手話推進計画（案）新旧対照表」について説明

真謝会長：

はい、真謝です。

先程のパブリックコメント、県民からいただいた意見に対する県の考え方について、質疑応答などをいたしました。

その考え方、回答を踏まえてですね、ただいま説明がありました推進計画の修正案とされております。

資料2の赤い字のところですね、それが修正部分であるということになります。

この修正内容、修正の仕方というのでしょうか、それについてご意見がありましたらよろしく申し上げます。

はい、岸本委員どうぞ。

岸本委員：

那覇市の岸本です。

よろしく申し上げます。

これは、決まり事でもなんでもないと思うのですが、那覇市の場合、こういったプランとかを策定していくときに、聴覚障害者という言葉ではなくて、聴覚に障害のある方とか、そういう表現を那覇市はやっているのですね。

この辺は感覚の問題だと思うのですが、我々がプランをつくるのであればこういう風につくるのだらうなというのがあって、他の高齢者プランなどにも参加しますが、その中でもそういうかたちで訂正を行っているのですね。

この辺についてはどうなのでしょうかね。

真謝会長：

はい、事務局どうですか。

事務局（掠野）：

はい、この聴覚障害者の表記についてですが、条例のなかではろう者という言葉が主に出てくるのですけれども、身体障害者手帳所持者ということで、法律上も聴覚障害者という表記が使われておりまして、我々としまして他の計画などでこういった表記で記載している部分もございますので、この聴覚障害者という表記で計画については進めていきたいと考えております。

真謝会長：

はい、真謝です。

条例の条文ですとか、あるいはその他の県の様々な規定などとの整合性も大丈夫ということですよ。

はい、そのようなことも踏まえてのことのようです。

では他に、この修正内容についてのご意見ありましたらお願いします。

真謝会長：

はい、真謝です。

休憩もとらずにきたのですが、修正内容の提案があったところで、少し休憩をとりますか、皆様、いかがですか。

ちょっと頭を冷やしてから、なにか浮かんだらまた質問・意見などをやると。よろしいでしょうか。

城間委員：

休憩ください。

真謝会長：

はい、では10分間休憩いたしましょう。

3時25分から、再開したいと思います。

(休憩)

真謝会長：

はい、真謝です、皆様お疲れ様です。

再開していきたいと思っております。

それでは手話推進計画(案)の修正内容について、先程説明をいただきました。その修正内容についての質疑あるいは意見を出していただきたいと思っております。

私たちのこの協議会ですが、平成28年度に発足して、もう1年以上経過しております。

昨年11月第1回協議会の際にも、お互い様々な意見交換をいたしました。

この経過からですね、今日でこの推進計画、現在案ですが、この案をきちんと正案として確認していきたいと思っておりますので、皆様の意見・質疑等を出していただき、最終確認させていただきます。

よろしく申し上げます。

島村委員どうぞ、はい。

島村委員：

はい、ちょっと資料的なものを作っているのですが、それを配布してもらってもいいでしょうか。

はい、沖縄大学の島村です。

1 回目のときに参加ができなく、議事録を読んでまいりまして、ちょっと感じたことがありましたので話をまとめてまいりました。

今皆様のお手元の方に資料を配りましたけれども、事前配布ではなかったもので、ちょっと説明をしないとイケないと思います。

ただですね、今日県が示してくださった修正案、パブリックコメントによる修正が、主に含まれていましたので、おおざっぱな話だけしたいと思います。

お手元に配った資料の 1 枚目に、前回の議論のあと、私が提出したものが入っております。

メモと右肩に書いたものであります。

そこで、今日出ていない点で、どうしてもここはちょっと補強が必要ではないかと思った点は申し述べたいと思います。

太い字で書いてあります手話普及に関する提案というところの⑧と書いたところ です。

例えば事業者に対する手話学習費の補助という点、これは、手話を普及させるための事業です。

他府県においては、よく行われているものです。

なぜこれを書いたかといいますと、私の所属している沖縄大学では、もう 10 年ほど前から、手話を使うっていうことも含めて、ろう者の受入、学生としての受入をしております。

その中で感じてきたのは、こういう聞こえない人のための学習保障には、かなりのコストがかかります。

実際先週に手話通訳に来ていただいて、発表会をしたわけです。

聴覚障害の学生は 1 人ですが、そのために 3 人の手話通訳を約 7 時間つけました。

そうするとそのコストというのは、かなりになります。

こういったことを、民間の事業所が負担していくには、それなりに大変な苦勞があります。

大学ですから、私のところは当然となっています。

差別解消法という法律ができたからです。

しかし、一般の民間事業所はまだまだそこにいくには厳しいのかなということですね。

そのために、こういった助成制度はやはり今後は検討しなければならないのではないかと提案でございます。

それから、次のページめくっていただいて、2 ページをご覧ください。

未来予想図というのがあります。

これは神奈川県に計画に記載されています。

これは何を言いたいかといいますと、ろう者の方あるいは聴覚に障害のある方が、まちの中でこういう点で苦勞しているだろうというものを絵にしたものです。

実際の実例がここに書かれていて、どんな風なまちづくりをしたいのかということ、やはり共通の認識として持つ必要があるのかなと。

やはり事業者の人というのはなかなか伝わらない、分からないということで、皆様が実際苦勞するというのは今後も続くわけです。

せっかくこの計画をつくるのであるから、やはりそこにみんなが共通できるイメージづくりというのは必要かなと。

もし可能であれば、こういった手話推進計画案をだすのであれば、そこにこういったイメージというのものをせてみてはどうかという提案であります。

それから、次に示しています3ページが神奈川県いわゆる施策の骨子です。
5年後の神奈川県の姿というのが書かれているのが分かりますでしょうか。
ちょうど真ん中の欄ですが、こういった何年後の姿をイメージしていくっていう姿勢はなかなかいいのではないかという風を感じたところです。

はい、これは参考までにのせましたので。

次の4ページと5ページです。

ここに書かれておりますのは、三重県の計画です。

三重県においても、事細かく5年間分の施策が書かれていますが、ここの特徴としては、さっき言いました5ページの下から2番目の欄にあります事業者への支援というのが明記されていること、あるいはその下、手話に関する調査研究の推進というのがあるということが特徴で、先を見越した今後、息の長い推進を図るというそういう覚悟が見てとれるというところであります。

既に我々の計画の骨子は今回の議論を経て、大きくは変えられないだろうと思います。

ただ、追加していけるイメージとかいうものは、少し可能なのではないかということもありまして、一つの提案をださせていただきました。

以上です。

真謝会長：

はい、真謝です。

今、島村委員の方から資料で、1ページの方に疑問点が4つ、それから提案が3つございます。

手話の普及に関する提案、情報保障に関する提案、情報提供基盤に関する提案という風にあります。

この疑問点について、まず事務局の方から今、答えられるものがありますか。

これは質問という風に受け取って。

島村委員：

私この資料出していますけれども、疑問点全て答えてもらわなくても結構です。

前日も皆様議論されているし、その中で少し分かった点もありましたので、私は、今日は提案という部分にしぼって、手話普及に関する提案⑧にしぼって、だしてみたいと思っております。

すみません、混乱させてしまいまして。

真謝会長：

はい、真謝です。

今、島村委員の方からございましたが、疑問点は特にとということのようです。

それで提案についてですね、例えば、手話普及に関する提案の⑤、⑥、⑦あたりは、まさに島村委員がおっしゃったように前回の協議会のなかでも何名もの委員からお話ございました。

今日の前半でも幸地委員の方からございましたので、この内容は、おそらく県の案でも、考え方として踏まえられているだろうと思います。

そして、⑨以降も、项目的に県の推進計画のなかで既にイメージされているものがあるかと思えます。

そういうことで、今、島村委員の方からは⑧の方を是非にとということがございましたが、これについて事務局の方の見解をお願いしたいと思えます。

事務局（掠野）：

はい、事務局です。

ただいまご提案のありました、事業者に対する手話学習費の補助ということで、ろう者に対する実態調査でも、民間商業施設であるデパート等での手話の対応を求めているという風な意見があったということで。

こちらちょっと切り口は違うのですが、学習費の補助ではなく、今年度、手話の普及推進事業の取組の一環として、手話の出前講座を企業向けに実施しております。10社ほど民間企業の方に打診させていただいて、5社を対象に、現在も実施しているところでございます。

今年度実施した出前講座については、職員の方からアンケートもとっておりますので、その結果等を踏まえて、次年度以降の取組についても検討していきたいという風に考えております。

真謝会長：

はい、真謝です。

島村委員、今そういう説明ですが、いかがですか。

直接学習費の補助というよりは、県の方から、いわば希望する企業に対して、手話の講座を提供すると、学習の機会を提供すると、こういうかたちで現在やっております。

これは次年度以降もということでしたでしょうか。

事務局（掠野）：

はい、アンケートの結果等を踏まえて、実施について検討していきたいと考えております。

今、担当者間の口頭でのやりとりですけれども、感想を聞くと、職員に対してすごくいい研修になったので、自費で、今後も講師の派遣依頼などをやっていきたいということで、自主的な活動も誘引できているような状況ですので、それでまた広がっていければと考えているところです。

真謝会長：

島村委員、よろしいですか。

はい、どうぞ。

島村委員：

はい、実際のところで言うと、手話通訳者を派遣していただいて、そのコストを負担した場合、例えば1時間あたり、お一人で3千円かかるというのが生々しいですけど、事実です。

長時間にわたれば、やはり3人くらいは必要になると、時間コストで9千円かかるのですよね。

それでまあ、4時間くらいかな、例えば半日来ていただくとしたら、3万6千円かかるということになります。

ですから、この3万6千円というコストを普通、当たり前だと思っていただくためには、やはり相当理解が必要だということのも事実です。

そこで、私が申し上げたいのは、学習費の補助、もちろんそれもいいし、あるいは派遣もいいのかもしれないけれども、それを申し込むという動機付け、そうまでして呼ぶのか、というところをつまづいているのが現実です。

ですから、このところのハードルをどう下げるのかというところの施策というか工夫、これがすごく重要で、我々もここにくるまで10年かかっています。

今は事務職員も含めて当たり前という感覚でいますので、なにか講演会すると手話通訳ね、っていう流れができるようになっていきます。

ですからこういったことをするための最初の仕掛けですかね、そのところでは、やはり啓発っていう部分での努力が必要だということだけ、申し上げときたいと思います。

真謝会長：

はい、真謝です。

ありがとうございました。

そこまでするという動機付け、確かにその動機付けが非常に重要だと思います。

動機付けにつながるようなかたちで、今年度県の方で実施されている出前講座の内容というのでしょうか、そして、よりこう企業なりが主体的にそういう場を企業の体制としてつくっていくことにつなげていくような出前講座の工夫、内容ということにも一つ進め方としてはあると思うのかなと、私聞いていてそう感じましたが、事務局の方いかがですか。

事務局（棕野）：

はい、実施あたってですね、今、事務局の方で申し上げた施策は県民に対する手話を学習する機会の提供というところの一環として、今年度から試行的に実施しております。

次年度も計画がスタートした際に、今のこのご意見を踏まえて、実施について検討していきたいと考えております。

手話や聴覚障害者等に対する理解促進という普及啓発の活動もありますので、動機付けのところはそこでもまた、周知・工夫が検討できるのかなとも考えております。

真謝会長：

はい、よろしいでしょうか。

では、別のところで何かご意見がありましたらお願いいたします。

はい、北村委員どうぞ。

北村委員：

一般社団法人 c a m p u s の北村と申します。

よろしく申し上げます。

普及啓発の部分で、さっきのパブリックコメントもちょっと気になっていたのですが、やはり手話言語条例が施行されてからの、じゃあ何が変わるのだろうと、自分らの生活の何が変わるのだろうという期待値が大きいかなと、聴覚障害当事者の方としゃべっているなかで僕はとっているんですね。

ただ、内容というところでは、まだまだ計画案の段階なので、実感がわいてないのかなと思っています。

その中で、パンフレットの配布とか、イベントが行われたのかなと思うのですが、じゃあそこをとって、手話を身近に感じられているのかなというのが率直な意見なのですね。

テレビでいったらうまんちゅ広場は、ろう者のなかにも、僕たち、手話に関係する人達のなかでも有名な番組かと思うのですが、じゃあそれが、テレビを見ている人達にとっては、どこまで浸透しているのかなと。

うまんちゅ広場といったら手話通訳がでてきているということがあるのです。

じゃあ、沖縄のニュースをみたときに、手話通訳がでてきているかといったら、でていないですね。

やはりそういうところから、自然と手話が当たり前目に触れる機会というののもっともっとあればいいのかなと思いますね。

やはりその辺では、テレビっていうのは大きいのかなと思って。

テレビも YouTube も、やはり動画というのは手話の表現力とか、その辺も含めて伝えていけるものなのかなと思うし、目にふれる機会をどれだけ増やせるか、配布物といったら数に限りがあるのと思うのですが、沖縄の代表的なテレビ琉神マブヤーに、手話通訳が自然とついたら、子どもたちもそこ目につくのかなと思ったり、その辺の工夫がちょっとほしいかなと、僕自身個人的な考えとして思うのですが、今後というところでは、配布物以外の啓発活動って、具体的になにか他の構想ってあるのですかね。

真謝会長：

はい、真謝です。

前回、第1回協議会の際に、普及啓発の一つのツールとして、DVDの話などがでしたが、ただいまの北村委員からのお話は、そういう普及啓発の、前回のようなお話の流れと思いますが、なにか、それについて、現在の案に、こういう風に内容として含まれているとか、何かつけくわえるとかそういうことが事務局からございますか。

事務局（掠野）：

はい、事務局です。

今このパンフレット等印刷物の作成・配布以外での取組ということでしたので、もう一つ、この計画案に定める施策の中で、企画イベントの開催というものも掲載させていただいております。

今年度実施した内容について、簡単に説明させていただきます。

県の方で、手話の普及や、聴覚障害者に対する理解促進を図るために、平成28年度に引き続き、沖縄県手で話そう運動というものを実施しております。

具体的には、今申し上げたパンフレットの配布や、県ホームページでの広報、ラジオCM、商業施設でのPRイベントなど、様々な機会を通じて手話や聴覚障害者に対する理解を深めていただく取組を行っております。

この各種パンフレットについては以前もお配りしましたので、部数などについては省略させていただきます。

各種メディアを活用した広報啓発として、例えば、沖縄テレビのHYゴーゴーゴーヤーで、手話パフォーマンス甲子園に出場し、活躍している真和志高校取材していただく取組ですとか、琉球放送の沖縄BON「おじゃまするわよ〜」で、MCの魅川憲一郎さんが沖縄聴覚障害者情報センター取材するとか、メディアを通じて普及啓発活動、取組の紹介などを行っております。

また、ラジオでも、各種放送局でナレーションや、私も参加させていただいて、普及啓発の内容をしゃべらせていただいたり、また、大きなものとして、PRイベントの実施ですね。

去年11月23日、祝祭日ですが、イオンモール沖縄ライカムで、「誰もが暮らしやすい社会について考えよう」というイベントを開催させていただきました。内容は、手で話そうトークショーや、音楽ライブ、ステージアトラクションとして真和志高校手話部のパフォーマンスですとか、手話講座や、手話・要約筆記体験コーナーなどを設置し、展示コーナーとして、手話言語条例のパネル展を設置させていただきました。

また、先程もお話しましたが、窓口でも使える手話ということで、手話の出前講座を実施させていただいているところです。

29年度の取組の結果を踏まえてですね、また平成30年度も、この計画に基づき、引き続き様々な取組を進めていきたいと考えております。

真謝会長：

はい、真謝です。

北村委員よろしいですか。

では、他に、推進計画案一部修正された内容についてご意見をうかがっています。他の委員の皆様いかがでしょうか。

はい、ではよろしいですか。

はい、佐和田委員どうぞ。

佐和田委員：

三町村手話サークル三手の会の役員をしております佐和田といいます。

手話普及のために、市役所や警察、保健所、病院等々の窓口で、手話のできる、コミュニケーションのとれる人がいた方がよいということですが、とても大事なことです。

が、そこに聴覚障害者が行った場合に、手話で話ができるということは、とても安心できる材料なのでよいと思いますが、手話通訳を頼まずに、その人に同行させる様なことになってしまつては困りますので、手話で会話ができる人と、通訳者を分けていただきたいというところがあります。

手話ができるからという安易な考えで、その人に手話通訳を依頼するようなことがあつてはならないと思います。

ですから、そういった人が窓口で対応する場合、通訳を依頼されたときには、しっかりと通訳をつかってくださいとか、派遣機関に連絡をしてもらうとか、受付での対応はその紹介のみに留めていただきたいというところを注意していただきたいです。

例えばその他に、警察署ですと事故が起こった際、コミュニケーションが簡単にとれるから通訳もという風に考えられては大変困りますので、しっかりと通訳機関をつかう、派遣機関をつかうということを明記していただくとよいと思います。

それから、デパート等に行った場合、こちらでいうとパレット久茂地がありますが、とても大事な機関ですよ。

サンエーもそうです。

ジャスコとか、大きなデパートでは、コミュニケーションはやはり大切なものです。

ですが、災害が起こったときに、聴覚障害者が情報を得られずに、避難が遅れてしまうということがあっては大変困りますから、簡単なコミュニケーションがとれる程度の支援というところを、考えていただきたいと思います。

そうすることで全ての人が安全に避難することができます。

情報が耳から入らない私たちにとってはやはり、視覚的などところだけではなくて、誰かの合図というのはとても大事なものですので、安心してその場所を利用して、何かが起こったときにも、情報が提供されるように、そのための手話の学習という場はとても大事ですね。

そういったところにはお金をかけていただきたいというのが本心です。

数年前に、パレット久茂地から依頼を受けまして、手話講座の講師をさせていただきましたが、最近ではそういう機会もほとんどなくなっています。

いろいろな事情があるのだと思うのですけれども、しっかりとそういう場を保障できるように、情報提供等々もしていただきたいと思います。

以上です。

真謝会長：

はい、真謝です。

ただいまの佐和田委員の意見は、地域の施設など様々な社会資源への手話の普及ということと、それからしっかりとスキルをもった通訳者の派遣体制、そういう派遣がなされるという環境づくりその両面が大事だということかなと思います。

それについて、なにか事務局で追加するコメントございますか。

事務局（掠野）：

はい、今いただいた佐和田委員のご意見については、しっかりと、そのご意見内容を踏まえて普及啓発や各種取組を進めていきたいと考えております。

また、補足ですけれども、手話通訳者派遣制度の周知もしっかりと、派遣機関を活用しなければならないということで、現在の普及啓発パンフレットには、そういった派遣事業を利用できる機関も載せております。

また、今年度新規に作成した、簡単な手話表現を載せた印刷物ですけれども、その中に、「手話通訳者の派遣が必要ですか？」という表現ものせて、しっかりと適切な通訳機関へつなげられるような取組を進めていければと考えております。

真謝会長：

はい、佐和田委員よろしいですか。

はい、それでは他にいかがでしょうか。

では、特にないようですので、県民意見を踏まえた修正内容について説明をしていただき、そしてそれについて、質疑とか補足意見などが出ましたが、特に手話推進計画（案）について、具体的にここをこう訂正すべきだと、ここをこう修正すべきだという風な、具体的な提案はなかったのかなという気がしますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

そういうことで、私達のこの協議会として、この手話推進計画（案）について、承認するということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

皆様から返事がないのですが、いかがですか。

よろしいですか。

はい、異論なしという風に認識します。

様々な補足あるいは追加の意見・提案などがありましたので、これは実際に実施する際に、県においては是非、十分踏まえたかたちで、この計画が実施されるように、そのことはまたこの場で申し添えてですね、この協議会としてこの手話推進計画（案）、これを承認することといたします。

はい、それでは、平成 29 年 11 月 6 日付け沖縄県諮問子第 11 号により諮問がありましたこの件について、全会一致で了承ということといたします。

皆様お疲れ様でした。

はい、それでは続きまして、本日 2 つめの議事がございます。

(2) 今後の協議会について、ということになっております。

今後について、事務局の方で考えておられることを説明お願いいたします。

事務局（掠野）：

はい、事務局です。

本日 1 つめの議題、手話推進計画（案）について活発にご意見を交わしていただき、ありがとうございました。

今後の協議会のスケジュールについて説明させていただきますので、もう少しお付き合いください。

それでは、お配りしている資料 4 をご覧ください。

平成 30 年度から手話推進計画がスタートする予定となっておりますが、施策を進めるにあたって、本協議会の意見を聞き、進捗管理しながら、進めていきたいと考えております。

あくまで予定ではありますが、この資料 4 の上の方、手話施策推進協議会という項目のところがございます。

真ん中のあたり、7 月から 8 月にかけて矢印でかこっておりますが、平成 30 年度第 1 回協議会を 7 月から 8 月の間に、第 2 回協議会を平成 31 年 2 月から 3 月の間に開催したいと考えております。

あくまで予定ではございますが、第 1 回協議会の内容は、平成 30 年度に実施する具体的な取組の内容を事務局からお示しし、それについて意見交換を行いたいと考えております。

第 2 回協議会は、実施した取組の結果報告です。

また、本協議会委員皆様の任期が平成 30 年 8 月 23 日までとなっておりますので、任期満了に伴う委員就任の手続も予定しております。

以上の内容で、平成 30 年度協議会の運営を進めていきたいと考えております。事務局から説明は以上です。

真謝会長：

はい、真謝です。ただいま事務局の方から、次年度の本協議会のスケジュールについて説明・提案がございました。

委員の皆様いかがでしょうか。

なにか、ご意見等ありましたら挙手でお願いします。

私たちは 8 月 23 日まで委員ということになっておりますので、30 年度に入っても、まだ委員としての役割が続きます。

先程のスケジュールの予定でよろしいかということです。

では、特にご意見ないということで、今後の協議会の進め方についても先程の提案のとおりということで皆様ご了解よろしくお願いいたします。

はい、では以上を持ちまして、協議会の議事は終了です。

本日の審議の結果ですね、この沖縄県手話推進計画、協議会としては承認いたしましたので、この結果を踏まえてまた、私の方から代表させていただいて、知事の方に答申というかたちでお伝えしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、皆様進行へのご協力ありがとうございました。

では司会の方にマイクをお返しします。

事務局（下地班長）：

皆様、本日は活発なご議論ありがとうございました。

後日、真謝会長から答申をいただいた後、答申された内容を踏まえ、年度内に手話推進計画を策定できるよう手続を進めてまいります。

また、平成30年度第1回協議会の開催については、改めて事務局の方からご案内をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日のご議論のなかで、ご意見を伺った点につきましても、この協議会のなかで、施策を進捗管理しながら、丁寧に進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様のご意見どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以上